

岐阜県知事選挙

1月24日（日）

投票時間 7：00～20：00

期日前投票

投票日に、仕事や旅行などの理由で投票できない方のために、告示日の翌日から投票日の前日までに投票する期日前投票の制度があります。

選挙当日は投票所が混み合うことが予想されますので、密を避けるためにも期日前投票をぜひご利用ください。

【日時】 1月8日（金）～23日（土） 8：30～20：00

【場所】 役場2階大会議室（入場券必要）

- ・期日前投票をご利用の際は、事前に入場券の「宣誓書」に氏名、生年月日、理由等をご記入していただくと、スムーズに投票をしていただくことが可能です。
- ・新型コロナウイルス感染予防として期日前投票を行う場合は、「6号 天災・悪天候など」を選択してください。

不在者投票

入院されている方で、その病院が不在者投票の指定病院である場合は、病院での不在者投票ができますので、お早めに病院長へ申し出てください。

投票できる方

- ・日本国籍を有する人
- ・平成15年1月25日以前に生まれた人
- ・令和2年10月6日以前から引き続き町内に住んでいる人（住民基本台帳に登録されている人）

投票の方法（投票所入場券と配布方法）

- ・有権者がお見えになる世帯には投票所入場券を郵送でご自宅にお届けします。ご家族の有権者4人までの入場券が印刷されていますので、ご自分の部分のみ切り離し、投票所へ持参してください。
- ・入場券を紛失したり、ご自宅に届いていない場合には、町選挙管理委員会事務局へ連絡していただくか、当日投票所へそのままお越しください。

郵便投票

- ・介護保険の被保険者証に要介護状態区分が「要介護5」と記載されている人。
- ・身体障がい者手帳の交付を受けている人で「両下肢の障がい」・「体幹の障がい」・「移動機能の障がい」の程度が1級又は2級の人、「心臓」・「じん臓」・「呼吸器」・「ぼうこう、直腸もしくは小腸の障がい」の程度が1級又は3級の人及び、免疫・肝臓の障がいの程度が1級から3級の人、郵便による投票ができます。また、戦傷病者手帳の交付を受けている人も、この制度を受けられる場合があります。詳しくはお問合せください。

新型コロナウイルス感染症対策について

- ・マスクの着用、咳エチケット、帰宅後の手洗い、うがい等をお願いします。
- ・投票所に設置してあるアルコール消毒液をご利用ください。
- ・投票所入口に設置してある体温計をご利用ください。
- ・周りの方と距離を保つようお願いします。（混雑時は投票所内の入場制限をさせていただく場合があります。）
- ・使い捨ての鉛筆を用意しますが、鉛筆を持参して投票用紙に記入することもできます。



選挙は、私たちが政治に参加できる大切な機会の一つです。あなたの1票がみんなの未来を築きます。候補者の政見・政策などをよく見、よく聞き、よく考えて、明るくきれいな選挙で、私たちの代表者を選びましょう。大切な権利を放棄することなく、必ず投票に行きましょう。